

令和7年度 計量器(はかり)定期検査日程

(1) 集合検査(会場でのはかりの検査)

期 日：令和7年8月19日(火) から 9月11日(木) 会場：市内10会場

期 日	時 間	検 査 会 場	所 在 地
8月19日(火)	9:30～12:00 13:30～15:30	松代公民館寺尾分館	松代町柴 342 番地の 7
8月21日(木)	9:30～12:00 13:30～15:30	篠ノ井支所	篠ノ井御幣川 281 番地の 1
8月22日(金)	9:30～12:00 13:30～15:30	市営若穂体育館	若穂綿内 7598 番地の 2
8月26日(火)	9:30～12:00 13:30～15:30	松代文化ホール	松代町松代 515 番地の 2
8月28日(木)	9:30～12:00 13:30～15:30	若穂隣保館	若穂保科 2853 番地
8月29日(金)	9:30～12:00 13:30～15:30	川中島町公民館	川中島町今井 1762 番地の 1
9月1日(月)	9:30～12:00 13:30～15:30	更北公民館	青木島町大塚 880 番地の 5
9月2日(火)	13:00～15:30	真島保健センター	真島町真島 1361 番地の 22
9月4日(木)	9:30～12:00 13:30～15:30	篠ノ井支所	篠ノ井御幣川 281 番地の 1
9月5日(金)	9:30～12:00 13:30～15:30	松代文化ホール	松代町松代 515 番地の 2
9月8日(月)	9:30～12:00 13:30～15:30	市営若穂体育館	若穂綿内 7598 番地の 2
9月9日(火)	9:30～12:00 13:30～15:30	篠ノ井支所	篠ノ井御幣川 281 番地の 1
9月11日(木)	10:00～12:00	長野市計量検査室(居町)	居町7 4 番地の 5

(2) 所在場所検査(使用している場所でのはかりの検査)

期 日：令和7年9月29日(月) から 10月17日(金)

対 象：電気式はかりで等級が2級・H級のもの

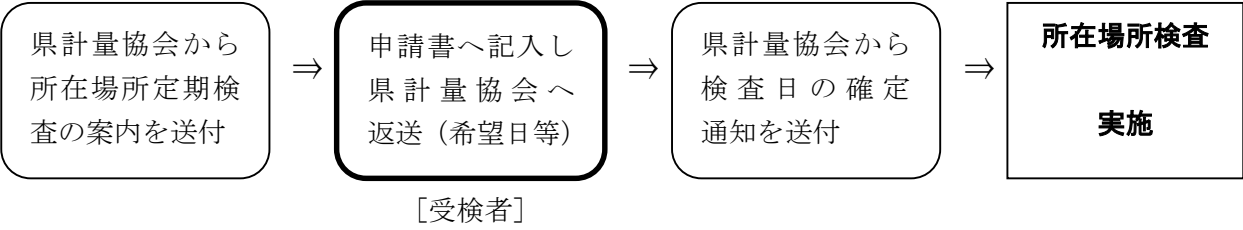
◇ 所在場所検査の申請

電気式はかりのうち、等級^{註1}が2級またはH級のはかりについては、その構造の精密さ、また検査を行う環境等により会場での検査が困難なため、該当するはかりを使用されている方は、申請により、はかりの所在場所で検査を行います。なお、分銅運搬経費として1事業所につき **1,100 円** が別途必要となります。

(注1：はかりの側面等に**精度等級㊦**、**H 級**の印があるもの)

※前回受検された方へは、長野県計量協会から事前に所在場所定期検査の案内を送付します。

＜検査までの流れ＞ 長野県計量協会(電話 0263-40-5230) が事務業務を代行します。



(3) お願い

集合検査につきましては、午後の開始時間は大変混み合うことが予想されます。

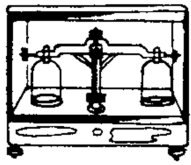
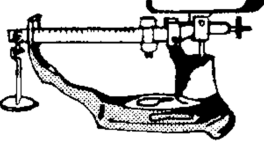
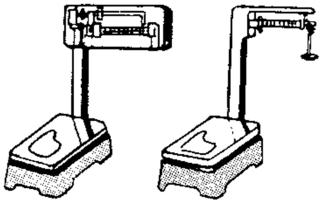
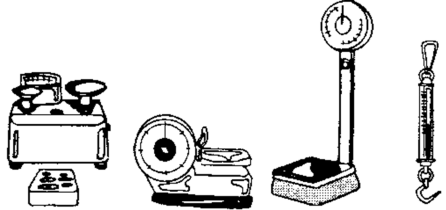
待ち時間も長くなることから、なるべく避けていただくようお願いいたします。

～ 計量全般についてのお問合わせ ～

長野市経済産業振興部商工労働課まで

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 電話 026-224-5041(直通) FAX 026-224-5078

主な定期検査手数料

区 分	型 状 （一例）	検査手数料
手動天びん		感量がひょう量の 1/10,000 未満・・・・・・・・1,200 円 1/10,000 以上・・・・・・・・ 600 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
棒はかり		ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 300 円 おもり・・・・・・・・ 10 円
皿手動はかり	（等比）（別名上皿天びん） 	600 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
	（手動指示兼用）（不等比） 	600 円 おもり 1 個・・・・・・・・ 10 円
台手動はかり	（無錘式） 	ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 600 円 250kg 以下のもの・・・・ 900 円 500kg 以下のもの・・・・2,300 円 1 t 以下のもの・・・・3,800 円 おもり 1 個・・・・・・・・ 10 円
指示はかり	（手動指示併用）（ばね式）（直線目盛） 	直線目盛のもの・・・・ 300 円 手動指示併用のもの・・・・ 600 円 ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 600 円 250kg 以下のもの・・・・ 900 円 500kg 以下のもの・・・・2,300 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
電気式はかり	（光電式）（誘電式）（電磁式） （音叉振動式）（静電容量式） （電気抵抗式）  運搬が著しく困難である場合、はかりの使用 場所で「定期検査に代わる計量士による検査 （代検査）」を受けてください。	ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・1,400 円 250kg 以下のもの・・・・1,800 円 500kg 以下のもの・・・・3,200 円 ※最小表示量がひょう量の 1/10,000 未満のものは倍額

令和 7 年度 計量器（はかり）の定期検査のお知らせ

■ はかりの定期検査は 2 年に 1 回です。

長野市内で、はかりを

取引行為（商品の売買、運送、取り次ぎ、保管、医薬品の調剤、農産物の売買等）または
証明行為（病院、医院、官公庁、学校、保育園などでの体重測定、積み荷の重量証明等）

に使用する方（法人を含む）は、市が実施する計量器の定期検査を受けなければなりません。

この検査は適正な計量の実施を確保し、社会秩序を維持するために、計量法で定められているもので
す。

また、取引、証明に使用できるはかりは、検定証印^{注2}または、基準適合証印^{注3}のあるものに限られま
す。家庭用計量器^{注4}はこれらに使うことはできません。

（注 2：検定証印 注 3：基準適合証印 注 4：家庭用計量器技術基準適合マーク)

新しくはかりを購入された場合で、計量法で定められた免除期間内のはかりは、今年の定期検査は免
除されます（詳しくは長野市商工労働課 026-224-5041 までお問い合わせください。）。

- 1 長野市では市区域を犀川を境に 2 分割し、令和 7 年度は犀川以南の区域（大岡、信州新町地区を除く）について定期検査を実施します。
※検査対象地域の方は、裏面日程表の都合の良い会場で受検してください。
- 2 検査には、手数料が必要です。（所在場所においては、別に分銅運搬経費 1,100 円が必要です。）
- 3 はかりは、良く掃除をしてお持ちください。
- 4 分銅やおもりのあるものは、はかりと一緒に持ちください。
- 5 検査に合格したはかりは、合格ステッカーが貼られ、向こう 2 年間使用することができます。
- 6 日程が合わないなど、いろいろな理由により、はかりを会場（集合検査）に持参できない場合は、定期検査に代わる計量士による検査（代検査）を受けることで、定期検査が免除されます（別途費用がかかります。）。この方法を希望される方は、長野県計量協会（電話 0263-40-5230）へお問い合わせください。

令和 7 年度対象

犀川以南の区域（大岡、信州新町地区を除く）
（検査年度＝奇数年度）

対象：篠ノ井、松代、若穂、川中島、
更北、信更

〔参考：令和 6 年度対象〕

犀川以北の区域と大岡、信州新町地区
（検査年度＝偶数年度）

第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、
吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、
安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、
大岡、信州新町、中条の各地区

